

第九十四回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和五十六年三月十七日(火曜日)
午後七時十五分開会

委員の異動

二月二十七日

伊藤 郁男君

補欠選任

三月三日

大木 正吾君

補欠選任

三月四日

小谷 守君

補欠選任

三月十二日

藤田 進君

補欠選任

三月十七日

田淵 哲也君

補欠選任

三月十七日

岩動 道行君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

対馬 孝且君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

中村 太郎君

理事

衛藤征士郎君

委員

嶋崎 均君

藤井 裕久君

塩山 篤君

塩出 啓典君

岩本 政光君

大河原太一郎君

梶木 又三君

片山 正英君
河本嘉久蔵君
古賀雷四郎君
塚田十一郎君
野呂田芳成君
福岡日出磨君
藤井 孝男君
大木 正吾君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
和田 静夫君
多田 省吾君
近藤 忠孝君
三治 重信君

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

大蔵 大臣

欠として三治重信君が、また本日、対馬孝且君、岩動道行君及び藤田正明君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君、福岡日出磨君及び岩本政光君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(中村太郎君) 酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが国の財政は、現在、特例公債を含む大量の公債発行に依存せざるを得ない状態にあります。これが、こうした状況から一刻も早く脱却して、財政の対応力を回復しておくことがぜひとも必要であります。

このような考え方に立つて、昭和五十六年度予算においては、公債発行額を、前年度当初予算よりもさらに三兆円減額することとし、自然増収を優先的にこれに充てることといたしました。これを受けて、歳出面においては思い切った節減合理化を図ったところですが、福祉、文教等の行政水準を維持するためには、なお相当の財源が必要とされたところから、これに対処するために、歳入面において徹底した見直しを行うこととしたところであります。

したがって、税制面においては、現行制度の基本的な枠組みの中で相当規模の増収措置を講ずることとしており、その一環として、酒税につきまして、物価水準の上昇に伴いその負担水準が低下してきていることなどにかんがみ負担の引き上げを求めることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、酒税の従量税率の引き上げを行うことといたしております。

すなわち、清酒特級、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒について二・四・二％程度その税率を引き上げることといたしております。

また、その他の酒類については、その消費及び生産の態様等に配慮して、税率の引き上げ幅を、清酒一級については一・四・五％、清酒二級、合成清酒、しゅうちゅう及びみりんについては九・六％程度にとどめることといたしております。

この引き上げ幅を通常の容器一本当たりの税額に換算いたしますと、たとえば、清酒特級は百七十九円程度、清酒一級は五十六円程度、清酒二級は十五円程度、ビールは二十五円程度、ウイスキー特級は二百六十円程度となります。

なお、税率の引き上げが行われる酒類をその引き上げの際、一定数量以上所持する販売業者等に対しては、従来と同様、手持ち品課税を行うことといたしております。

第二に、酒税の諸制度につきまして所要の整備合理化を行うことといたしております。

すなわち、溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができ粉末状の物を酒類の範囲に加えるとともに、清酒等についてアルコール度数による減算税率が適用されるアルコール度数の下限を引き下げるほか、酒税の納期限を延長する等所要の改正を行うことといたしております。

以上、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中村太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は

終りました。

本案に対する質疑は次回に譲ります。

○委員長(中村太郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
酒税法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認めます。
なお、その日時及び人選等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後七時二十分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第六二七号)
(第六五二号)(第六九九号)

第六二七号 昭和五十六年二月十三日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都秋川市野辺四二四全国抑留者補償協議会東京都連合会第十二

文部内 滝島作次郎

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第六五二号 昭和五十六年二月十四日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 三重県上野市鉄砲町二、三九〇
川崎武一

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第六九九号 昭和五十六年二月十八日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 三重県津市栄町一ノ一〇九 長崎

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第七七六号)
一、所得税減税に関する請願(第八二二号)

第七七六号 昭和五十六年二月二十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷南一ノ一五ノ一杉並区役所内杉並区商店会連合会内 中島安雄

紹介議員 木島 則夫君
財政再建のための大型間接税の導入は、いかなる形式のものであれ、これを行わないようにされた。また、歳出構造の徹底的見直しにより国民が納得する財政再建を断行されたい。

理由

(一)大型間接税の導入は、高額所得者優遇・低額所得者重課となり、負担公平の租税基本原則に逆行するのみならず物価の上昇、消費の停滞など諸問題を引き起こすことになる。この大型間接税の体系として「製造者庫出し税」を論ずるむきもあるが、庫出し課税対象企業の繰引きは極めて困難であり、小規模な下請け、加工業者泣かせの企業課税となり不合理・不公平を増大することになる。仮に大規模製造者庫出し税として新税が創設されるとしても、一度税法が成立すると、その後わく拡大的な法改正は極めて簡単であり、終極的には一

般消費税類似の大型間接税へと発展していく可能性がある。また、福祉を目的とした福祉税として導入すべきだとの論もあるが、現行福祉制度には幾多の矛盾等があり、これらの改善を行わないで財源確保に走ることは、更に不合理・不公平を拡大することになる。このように財政再建のために大型間接税導入を行うことは、真の解決策とならないばかりか、放漫な歳出構造と行政機構の肥大化を促進し、民間の活力を失わせ、国力の衰退につながる。既に衆・参両院において「一般消費税」に代わる「財政再建」を行うと決議されており、その後に行われた衆・参両院同時選挙においても、各政党が財政再建のために大型間接税導入を公約した事実はないものであるから、大型間接税導入の是非は国民に問うべきである。(二)先の衆・参同時選挙にあたり、各党は行政の抜本的改革による行政費の削減、補助金等の全面的洗い直しなど歳出の徹底的削減・効率化を通じて財政再建を行うことを公約したにもかかわらず、昭和五十六年度予算案は、史上最大の増税と各種公共料金の値上げによって、四十六兆七千八百八十一億円という巨額なものとなった。政府内部にも、自然増収や五十六年度に実施される大型増税の影響で、五十七年度には国民所得に対する租税負担率が二十六・五パーセントに達するという見解さえみられるほど納税者の犠牲において歳入増が図られ、財政肥大化が進んでいる。こうした高度成長の惰性のままにつくってしまった放漫な歳出構造を改めるため、各党公約の行政改革の断行と歳出の徹底した削減を行い、「小さな政府」の実現によって、財政再建を行うべきである。

昭和五十五年物の物価上昇率が政府修正公約の七パーセントを大きく上回り、八パーセント近くに達することが現実になり、既に勤労者の実質賃金は年間を通じマイナスとなり生活は苦しくなっている。一方企業収益については、順調に推移していることから、経済の安定を最優先に節度ある賃上げを選択してきた我々労働組合の良識は、完全に裏切られる結果となった。また、政府の経済運営の失政のしよせを一方的に押し付けることは断じて許し難いものである。加えて、昭和五十六年度予算においても増税、福祉後退型予算の編成を行い、勤労者、国民の生活苦に拍車をかけようとしていることは、国民の声をはなはだしく無視しているものと言わざるを得ない。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税減税に関する請願(第八五八号)
一、大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願(第八八四号)

一、大型消費税導入反対に関する請願(第九一七号)
一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第九四八号)

一、大型消費税導入反対に関する請願(第九五四号)

第八五八号 昭和五十六年二月二十七日受理
所得税減税に関する請願

請願者 川崎市幸区東古市場一ノ二ノ一四

紹介議員 三 土井一清
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第八八四号 昭和五十六年二月二十七日受理

大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡八田村六科一、五八八全金宮入バルブ支部内 加島

（期限内申告による納付等に係る経過措置）

第四条 新法第三十条の四及び第三十条の六第一

○〇円を超え、一、二〇〇円以下を「八五〇円
 を超え、一、二〇〇円以下」に、「七五〇円を「九
 五〇円」に、「七〇〇円を超え、一、五〇〇円以
 下」を九〇〇円を超え、一、五〇〇円以下」に改
 め、同号の税率欄中「一、九〇〇円を「二、二〇
 〇円」に、「一、六〇〇円を「一、九〇〇円」に、
 「二、一〇〇円を「二、三〇〇円」に、「二七一
 円」を「二二〇円」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第十一条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五暫定簡易稅率表の品名欄中「七〇〇円を超え、一、二〇〇円以下」を「八五〇円を超え、一、二〇〇円以下」に、「七五〇円を九五〇円に」、「七〇〇円を超え、一、五〇〇円以下」を「九〇〇円を超え、一、五〇〇円以下」に改め、同表の稅率欄中「一、七〇〇円を二、〇〇〇円に」、「一、五〇〇円を二、八〇〇円に」、「一、九〇〇円を二、二〇〇円に」、「一六九円を二〇八円に改める。

第三号中正誤

金段行誤

一四八 いうと。

三
二から
五百百

六二 勞働

八三
四
系統

九
三
ななら

二期

いうと、

五百

劳使

自動

なら

明

昭和五十六年三月二十三日印刷

昭和五十六年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K